



2024年9月26日 No.2
全日本建設交運一般労働組合 中央本部

建交労

2024年秋季年末闘争推進ニュース

2023年度組合員拡大1,042人

新結成6組織55人、組織内121組織987人

第25回大会以降、8月31日までに中央本部へ報告された組合員拡大の到達点は新結成6組織55人、組織内拡大121組織987人の合計1,042人となりました。物価高騰・円安などの厳しい経済状況を乗り越えて、組織拡大のとりくみで奮闘した全国の仲間に対して心より敬意を表します。

組合員拡大の推進は、経済闘争や要求実現を達成するために欠く事のできない課題です。各県本部・支部・分会に至るまで、第26回大会運動方針を議論し、年間拡大目標の設定や対象者の掘り起こしや名簿化を図り、さらには執行部・組織建設推進委員が先頭に立ちましょう。なお、2024年8月末までの中央本部へ拡大報告を終えていない組織は至急お願いします。中央本部への報告を徹底してください。(データベースへの入力含む)

2023年度9月～ 組織拡大数		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
新結成	組織数	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	6
	拡大人数	0	25	1	0	0	12	17	0	0	0	0	0	55
組織内	全体組織数	23	32	28	32	24	23	31	33	32	33	35	18	344
	組織数(重複除く)	23	20	12	10	7	6	7	10	5	8	6	7	121
	拡大人数	71	79	55	111	71	49	106	97	91	121	77	59	987
組合員拡大合計人数		71	104	56	111	71	61	123	97	91	121	77	59	1,042

ヤマト運輸不当労働行為救済申立 団体署名267筆を9/24都労委へ提出

神奈川県本部・ダンプ支部（軽貨物ユニオン分会）は、「ヤマト運輸不当労働行為救済申し立て事件」について、公正な命令を求める団体署名を集めています。

9月24日に行われた第6回調査期日に合わせて、事務局を通じて団体署名267筆を提出しました。（建交労内177、全労連加盟など90）ヤマト運輸は、昨年6月に日本郵政との業務提携を巡り、メール便、ネコポス事業で働いていた約3万人のクロネコメイト、パート労働者の契約解除及び解雇を強行しました。パート労働者の一部が建交労へ加入し、解雇を撤回しましたが、クロネコメイトは個人事業主であることを理由にして団体交渉を拒否し続けています。昨年11月に不当労働行為救済申し立てを都労委へおこなっています。

間もなく救済命令に向けた検討スケジュールが決まります。ご協力をお願いします。



2024 年 9 月 5 日

各都道府県本部委員長 各位

各広域支部委員長 各位

全日本建設交運一般労働組合〔建交労〕

中央執行委員長 足立 浩

「ヤマト運輸株式会社による不当労働行為に対する救済申立事件

東京都労働委員会宛て団体署名」のお願い

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。

さて、ヤマト運輸の一連の対応の中で、建交労中央本部、神奈川県本部等の関係組織は全国の代表「申立」として連名で東京都労働委員会に昨年 10 月 31 日に「不当労働行為救済申し立て」を行い、闘いを継続しています。

漸くこの間の都労委の進行のもとで早ければ年内にも証人尋問が行われる情勢になりました。つきましては、都労委に対して「早期に公正な命令を求める」団体署名に取り組みたいと思います。皆様のご協力をお願い致します。

記

1. 署名概要

都労委令和 5 年不第 64 号事件について公正な命令を求める団体署名

2. 署名用紙

添付の署名用紙を印刷して使用してください。

3. 送付先

下記の住所に送付してください。

〒231-0025

神奈川県横浜市中区松影町 2-7-17 リバーハイツ石川町 304 号

建交労神奈川県本部 御中

4. 署名送付締め切り

第 1 次 2024 年 9 月末日

第 2 次 2024 年 11 月末日

以上

都労委令和5年不第64号事件について 公正な命令を求める団体署名

2023年6月19日被申立人ヤマト運輸株式会社と日本郵政グループは、被申立人のクロネコDM便事業を2024年1月末で終了、ネコポス事業についても随時終了し、日本郵政グループに移管すると発表しました。

その結果、被申立人が雇用するパート労働者約4500人、クロネコメイトと呼ばれるDM配達を担う委託労働者約25000人が、一方的に契約解除通知を受け、これらの労働者の相談及び団体交渉要求を申立人が取り組んできました。

2023年10月16日、ヤマト運輸本社と申立人による団体交渉により、パート労働者については当初の全員の解雇戦略を覆し、10月以降個別面談を行い、配置転換をさせ1350名について雇用が確保することが出来ましたが、委託労働者に対しては、申立人の団体交渉要求に対して、被申立人は「労組法上の使用者に当たらない」として、団体交渉を拒否し、わずかの慰労金で2024年1月末を以て契約解除を強行しました。

この大量解雇（契約解除）事件は、実態は「労働者」として指揮命令のもと働かせながら、形式的に委託契約を交わすことで労働者性を偽装し、会社の経営方針が変われば、一方的に解雇（契約解除）し、さらには団体交渉にも応じないという、労働者を道具のように使用し切り捨てるという会社都合の横暴を許すのかどうか、今後の労働環境のみならず社会に大きな影響を与える事件です。

被申立人の不当労働行為は、世界のフリーランスの労働者性確立・拡充の流れから見ても逆行するものであり、決して認められるものではありません。

つきましては、貴労働委員会におかれましては、早期に公正な命令を下されるよう求めます。

年 月 日

住 所

団体名

代表者

印

※この署名は、上記目的以外では使用いたしません。